

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

『厚生労働大臣の定める揭示事項』は、下記の通りです。

○情報通信機器を用いた診療

○明細書発行加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

○機能強化加算

当院では、「かかりつけ医」機能を有する病院として、機能強化加算を算定しており以下の取り組みを行っております。

・受診されているほかの医療機関や処方されている医薬品を把握させていただくため、お薬手帳のご提示やご質問をさせていただく場合がございます。

・必要に応じて、専門医師や専門医療機関をご紹介しますいただきます。

・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。

・福祉・保健サービスに係る相談に応じます。

・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

○医療情報取得加算

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

○医療 DX 推進体制整備加算

当院では、令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴う、医療 DX 推進体制整備について以下のように対応します。

・オンライン請求を行っています。

・オンライン資格確認を行う体制を有しています。

・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。

・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。

・医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。

○一般処方名加算

○生活習慣病管理料

○外来感染対策向上加算

当院は、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

・感染管理者である院長が中心となり、標準的感染予防策に従い、職員全員で院内感染対策を推進します。

・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を定期的実施します。

・感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。

・抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用します。

・感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。